

# 大阪府公募型プロポーザル方式 応募提案・見積心得

## (目的)

第1条 この心得は、大阪府が行う公募型プロポーザル方式による事業者の選定及び随意契約における企画・技術提案及び価格提案（以下「応募提案」という。）並びに見積書の徴取その他の取り扱いについて、応募提案をしようとする者（以下「応募提案者」という。）及び契約交渉の相手方として選定された事業者（以下「契約候補者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

## (法令等の遵守)

第2条 応募提案者及び契約候補者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）、大阪府企業財務規則（昭和39年大阪府規則第28号）、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条に規定する総務大臣の定める額以上のもの（以下「特定調達」という。）に係る随意契約については、応募提案者及び契約候補者は、前項に定めるもののほか、同政令及び大阪府の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年大阪府規則第77号）を遵守しなければならない。

## (公正な応募提案の確保)

第3条 応募提案者は、次に掲げる行為を行ってはならず、独自に応募提案の内容を決定しなければならない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。）及び刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行うこと。
- (2) 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 契約候補者の選定の前に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 契約候補者の選定を行う選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (5) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## (仕様書等の熟知)

第4条 応募提案者は、大阪府の公募要領及び仕様書等（仕様書、応募書類作成要領、契約書案その他の交付書類をいう。）に記載された応募提案及び契約締結に必要な条件を熟知

の上、応募提案しなければならない。この場合において、公募要領及び仕様書等について疑義があるときは、大阪府が指定した方法により大阪府に対し説明を求めることができる。

(見積り等)

第5条 契約候補者は、大阪府の見積依頼書その他見積依頼（以下「見積依頼書等」という。）に基づき、様式1（大阪府が別の様式を指定した場合にあっては、当該様式）により見積書を作成し、提出しなければならない。

- 2 見積書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）とする。
- 3 見積書は、見積依頼書等で指定した方法により提出する。
- 4 見積書が、見積依頼書等において指定した日時までに到達しないときは、当該見積は無効とする。

(見積りの辞退)

第6条 契約候補者は、第11条の規定による契約の相手方決定に至るまでは、大阪府の承認を得て、見積りを辞退することができる。

- 2 契約候補者は、見積りを辞退しようとするときは、理由を示した見積り辞退承認申請書（様式2）を大阪府へ提出するものとする。
- 3 見積りを辞退した者は、これを理由として以後の入札及び公募型プロポーザル等への参加について不利益な扱いを受けない。

(見積りの取り止め等)

第7条 契約候補者が第2条又は第3条の規定に抵触する疑いがあるときなど、大阪府が必要と認めるときは、契約の相手方としないことがある。

- 2 前項の場合において、大阪府が調査を行うときは、契約候補者は当該調査に協力しなければならない。

(再度見積り)

第8条 契約候補者が予定価格の制限の範囲内の見積りをした場合であっても、再度見積りを依頼することがある。

- 2 前項の場合において、再度見積り依頼を受けた契約候補者が辞退した場合であっても、これを理由として以後の入札及び公募型プロポーザル等への参加について不利益な扱いを受けない。

(見積りの無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 見積参加者以外の者がした見積り
- (2) 指定した日時、場所に提出されなかった見積り
- (3) 所在地、商号または名称、代表者氏名の記載を欠く見積り
- (4) 金額を訂正した見積り、又は金額の記載の不鮮明な見積り
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り

- (6) 談合その他不正行為により行ったと認められる見積り
- (7) 同一の見積合せについて、2 以上の見積りをした者の見積り
- (8) 大阪府から示した条件以外の条件を付した見積り
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この心得に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

第 10 条 契約候補者が予定価格の制限の範囲内で適正と認めた見積書を提出した場合は、その者を契約の相手方とする。

- 2 契約候補者が契約の相手方とならなかった場合において、次点者として決めた者があるときは、第 5 条から前条まで及び前項の規定を準用する。

(契約相手方決定の通知)

第 11 条 前条の規定により契約の相手方となった者（以下「契約相手方という。」）は、速やかに契約の手続きを開始しなければならない。

(契約保証金等)

第 12 条 契約相手方は、契約金額の 100 分の 5 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

- (1) 大阪府が認めた契約保証金に代わる担保となる有価証券
  - (2) 大阪府が確実と認めた当該契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、大阪府財務規則第 68 条の規定を適用し、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。
- (1) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。
  - (2) 債務の履行を保証する公共工事履行保証契約を締結したとき。この場合の保証金額は、契約金額の 100 分の 5 以上とする。
  - (3) 地方自治法施行令第 167 条の 5 又は同令 167 条の 11 に規定する資格を有する者で、国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき。
  - (4) 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合

(契約の締結等)

第 13 条 契約相手方は、大阪府から交付された契約書について、大阪府電子契約実施要領（以下「電子契約要領」という。）第 2 条第 1 号に規定する電子契約の場合は電子契約要領第 2 条第 2 号に規定する電子署名を行い、又は書面による契約書の場合は記名押印し、契約の相手方と決定した日から 10 日以内に、これを大阪府に提出しなければならない。

ただし、大阪府の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 前項に規定する期間内に電子署名又は記名押印した契約書を提出しないときは、契約の相手方としての資格を失う。
- 3 大阪府財務規則第 65 条の規定により契約書の作成を要しない場合は、契約相手方は、契約決定後速やかに請書を大阪府に提出しなければならない。ただし、大阪府が、その必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。
- 4 大阪府は、契約締結までに、契約の相手方が第 1 号及び第 2 号に該当したときは契約をせず、第 3 号又は第 4 号に該当したときは契約をしないことがある。
  - (1) 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者、同規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者又は同規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められるとき。
  - (2) 暴力団排除措置規則第 8 条第 1 項に規定する誓約書を提出しないとき。ただし、大阪府財務規則第 65 条の規定により契約書の作成を省略する場合は、この限りでない。
  - (3) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中であるとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。
  - (4) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けているとき。

（苦情処理）

第 14 条 特定調達に係る見積徴取については、契約候補者は、随意契約の手続について、大阪府政府調達苦情検討委員会に苦情を申し立てることができる。

（異議の申立）

第 15 条 契約候補者は、見積書提出後、この心得、仕様書等についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）

第 16 条 その他公募型プロポーザル方式に関する応募提案及び見積りに際しては、大阪府の指示に従うこと。

附 則

この附則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この附則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この附則は、平成 23 年 7 月 13 日から施行する。

附 則

この附則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この附則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この附則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この附則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この附則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この附則は、令和 2 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この附則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この附則は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。

(様式1)

# 見 積 書

年 月 日

大 阪 府 様

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

大阪府公募型プロポーザル方式 応募提案・見積心得及び契約書の各条項並びに仕様書等を熟知のうえ、下記のとおり見積りします。

記

案件名称 \_\_\_\_\_

| 金 額 | 千 | 百 | 拾 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

(注) 見積書に記載された金額は、契約希望金額の100/110に相当する金額である。  
金額を訂正しないこと。  
金額記載の文字はアラビア字体とすること。

金額の頭に¥記号をつけること。

(様式2)

## 見積り辞退承認申請書

年 月 日

大 阪 府 様

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

次の理由により見積りを辞退いたしたく、下記のとおり申請します。

記

1 案件名称 \_\_\_\_\_

2 辞退の理由